

(目的)

第1条 この告示は、本市の都市計画区域内に存在する狭あい道路の整備等を促進するために必要な事項を定めることにより、市民の良好な生活環境の確保と安全で災害に強いまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 狭あい道路 幅員4メートル未満の一般の通行の用に供する道又は道状の土地であって、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第2項の規定により特定行政庁が指定した道路若しくは道路法（昭和27年法律第180号）第3条第4号に規定する道路又は市長がこの告示を適用する必要があると認めた道をいう。
- (2) 後退線 法第42条第2項の規定又は市長が別に定めるところにより道路の境界線とみなされる線をいう。
- (3) 後退用地 狭あい道路とこれに接する土地との境界線と後退線の間にある土地をいう。
- (4) 隅切り用地 道路が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所に設ける角地の隅角をはさむ三角形の部分を用いる。ただし、前面道路の幅員が4メートル以上の場合はその道路境界線により、狭あい道路の場合はその後退線により構成する部分を用いる。
- (5) 後退用地等 後退用地及び隅切り用地をいう。
- (6) 建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するもの（建築設備を含む。）をいう。
- (7) 後退支障物件 後退用地等に存する擁壁、門、塀、生け垣、樹木、電柱、街灯、地下埋設物等で、狭あい道路の拡幅整備の支障となる物件をいう。
- (8) 建築行為等 建築物又は擁壁、門、塀等を建築し、又は築造する行為をいう。
- (9) 建築主 狭あい道路に接する土地において建築行為等を行う者をいう。
- (10) 関係権利者 後退用地等に係る土地及び後退支障物件の所有者をいう。
- (11) 所有権以外の権利 地役権、抵当権、地上権及び借地権等の私権をいう。

(後退用地等の寄附)

第3条 関係権利者は、後退用地等を寄附しようするときは、後退用地等寄附申出書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申出があった場合、次の各号に掲げる要件をすべて満たすときは、市長は前項の規定により寄附される後退用地等の土地所有権移転登記を行うものとする。

- (1) 後退用地等の境界及び位置が明確であること。
- (2) 後退用地等に所有権以外の権利が設定されていないこと。ただし設定された権利その他特殊な義務が本市の利益を害さないと認めるときは、この限りではない。
- (3) 後退支障物件がないこと。
- (4) 後退用地等に存する水路の排水が、関係権利者以外が所有する水路に流入しないこと。
- (5) 後退用地等のうち、前項の規定に基づく寄附をしないものがないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める条件を満たしていること。

3 前項の規定にかかわらず、市長がやむをえないと認める場合は、前項に掲げるすべての要件を満たさないときであっても、後退用地等の土地所有権移転登記を行うものとする。

(後退用地等の整備)

第4条 市長は、寄附により取得した後退用地等について、予算の範囲内において整備を行うことができる。

2 第3条第1項の規定による寄附を行う前に建築主及び関係権利者自らが後退用地等の整備を行おうとするときは、あらかじめ協議を行うものとする。

(報償金の交付)

第5条 市長は、第3条第2項及び第3項による土地所有権移転登記が完了したときは、後退用地等の所有者に対し、予算の範囲内で報償金を交付することができる。

2 報償金の額は、市長が別に定める後退用地等に係る報償金算出基準により算出した額とする。ただし50万円を限度額とする。

3 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(適用除外)

第6条 次の各号のいずれかに該当するものについては、この告示の適用を除外する。

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づく開発許可を受けようとするもののうち、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で開発許可を受けようとするものの以外のもの

(2) 土地区画整理事業、市街地再開発事業又は都市計画道路事業等の実施が確定した区域において建築行為等を行おうとするもの

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長がこの告示を適用することが適当でないと認めたもの（その他）

第7条 この告示に定めるもののほか、この告示の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月 日告示第 号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

年 月 日

（宛先）桑名市長

土地所有者 住所
氏名
電話 （ ） —

（建築行為がある場合）

建築主 住所
氏名
電話 （ ） —

（法人にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名）

後退用地等寄附申出書

桑名市狭あい道路整備等促進に関する要綱第3条の規定により、下記の土地を道路用地として寄附します。

記

土地の表示

大 字	字	地 番	地 目	地 積 (㎡)	摘 要

添付書類

- 位 置 図 1/2500程度の都市計画図等
- 配 置 図 道路の中心線、後退用地等及び予定建築物等の土地利用計画を明示したもの
- 公 図 後退用地等の分筆後のもの（複写したものも可）
- 地積測量図 後退用地等の分筆後のもの（複写したものも可）
- 全部事項証明書 後退用地等の分筆後のもの（複写したものも可）
- 現 況 写 真 後退用地等の全景及び後退用地等の境界標を撮影したもの
- 登記原因証明情報及び登記承諾書
- 印鑑証明書 （原本に限る）
- 固定資産税 評価証明書または評価通知書（分筆前の地番） 寄附申出年度のもの（原本に限る）
- 振込先が分かるもの